

建設石綿 国と和解へ

1300万円救済策 原告団受け入れ

建材用のアスベスト(石綿)で健康被害を受けた元建設労働者が国と建材メーカーに損害賠償を求めていた「建設アスベスト集団訴訟」で、自民・公明両党のプロジェクトチーム(PT)は17日、国が原告に最大1300万円の和解金を支払うことなどを柱とする救済策を正式にまとめた。原告団は受け入れる方針を表明。原告数が1000人を超えて、戦後最大級の労働災害を巡る訴訟は、解決に向けて大きく前進する。(ニュースQ+2面、最高裁判決要旨14面、関連記事3・30面)

国・企業に賠償責任 最高裁

菅首相は18日午前に原告団と面会して謝罪する見通し

| 解决金 | |
|---------------|--------------------|
| 裁判に参加した被害者や遺族 | 和解金 550万~1300万円 |
| 裁判外の被害者や遺族 | 給付金 550万~1300万円 |

しで、同日夜、政府と原告団が和解に向けた基本合意を締結する。

最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は17日、4件の上告審(原告数約420人)について、一連の訴訟で初めてとなる判決を言い渡し、国とメーカーの賠償責任を認める統一判断を示す。

した。同小法廷は、国が1975年10月から2004年9月までの間、防じんマスクの着用を指導監督するなど、適切な規制を行なった。被害者の請求に基づき、国が審査、認定を行う仕組みで、給付金額は和解金と同様、1人あたり最大1300万円とした。与党は今

るとして、一部メーカーには賠償も命じた。PTは同日夕、原告側の小野寺利孝弁護団長らと会合し、これまで検討してきた和解案を救済策として正式に決定し

た。小野寺弁護団長は「今まで、給付金額は和解金と同様、1人あたり最大1300万円とした。与党は今

の責任割合が明確とはいえない」として、現状で救済策の枠組みに組み込むのは見送った。PTは引き続き、メーカーの対応のあり方を検討するとしている。

た。小野寺弁護団長は「今まで、政治的な大きな到達点で、解決に向けての第一歩が実現した」と評価。その上で、「国として真摯な謝罪を期待したい」と述べた。

公表された救済策によると、原告に対する和解金の額は、石綿によって生じた健康被害の症状に応じて50万~1300万円と設定。さらに、長年にわたる訴訟負担を考慮した解決金も支払う。

訴訟外の被害者も救済するため、「建設アスベスト給付金制度(仮称)」を創設することも盛り込まれた。被害者の請求に基づき、

PTの野田毅座長は会合後、「被害者の立場に立つて、どう対応するか、原告



経営者に聞く
エステ 社長
鈴木貴子氏 6面

最高裁判決のポイント

- ▽国は1975年10月から2004年9月まで、労働者らに防じんマスクの着用を徹底させるなど、適切な対策をとることを怠っており、賠償責任がある
- ▽賠償の対象には、個人で仕事を請け負う「一人親方」も含まれる
- ▽建材メーカーも労働者らの損害に対し、連帯して賠償責任を負う

●石綿による健康被害者に対する救済策

| 解决金 | |
|---------------|--------------------|
| 裁判に参加した被害者や遺族 | 和解金 550万~1300万円 |
| 裁判外の被害者や遺族 | 給付金 550万~1300万円 |

しで、同日夜、政府と原告団が和解に向けた基本合意を締結する。

最高裁第1小法廷(深山卓也裁判長)は17日、4件の上告審(原告数約420人)について、一連の訴訟で初めてとなる判決を言い渡し、国とメーカーの賠償責任を認める統一判断を示す。

した。同小法廷は、国が1975年10月から2004年9月までの間、防じんマスクの着用を指導監督するなど、適切な規制を行なった。被害者の請求に基づき、事業主として仕事を請け負った「一人親方」も、労働者と同様に救済対象に含まれると判断した。

また、石綿含有建材を製造・販売したメーカーにも「共同不法行為」が成立す

政治主導 決着急ぐ

建設石綿訴訟



●石綿に対する国の規制や裁判の経緯

| | |
|--------------|--|
| 1949年 | 戦争で途絶えていた石綿の輸入が再開。1955年頃から石綿含有建材の製造が本格化 |
| 58年 | 旧労働省が石綿による健康被害や診断基準に関する調査報告書を公表 |
| 72年 | 国際労働機関(ILO)や世界保健機関(WHO)が石綿の発がん性を指摘 |
| 75年 | 建設現場での石綿吹き付け作業を原則禁止 |
| 86年 | ILOが強毒性の石綿使用を禁じた条約採抲 |
| 89年 | WHOが強毒性の石綿の使用禁止を勧告 |
| 95年 | 国内でも強毒種の使用を禁止。事業者にせしめ、労働者に防じんマスクを着用させるよう義務づけ |
| 2004年 | 石綿含有建材の使用を禁止 |
| 05年 | 兵庫県尼崎市の大手機械メーカー「クボタ」旧工場周辺の健康被害が判明 |
| 06年 | 石綿使用を全面禁止。石綿健康被害救済法が成立・施行 |
| 08年 | 首都圏の元建設労働者と遺族が国と建材メーカーを東京地裁に提訴。その後、集団訴訟が全国に拡大 |
| 14年 | 大阪・泉南地区の紡績工場の元従業員らが国家賠償を求めた訴訟で、最高裁が国の「不作為責務」を初めて認定 |
| 20年12月～21年2月 | 最高裁が決定で、集団訴訟の一部について、国やメーカーの賠償責任を確定させる |
| 5月17日 | 最高裁が集団訴訟4件の上告審で国とメーカーの責任を認める判断。原告団は与党プロジェクトチームによる救済策に合意することを表明 |

認定した期間
今回、最高裁が
国と賠償責任を

(※網掛けは海外の動き)

「一步進んだ。年齢を考
えると、いつまでも裁判が
続くと困る。訴訟を起こし
ていない人たちへの救済制
度も早く設けてほしい」。

仙台地裁で続く集団訴訟に
参加している原告の男性
(78)は17日、与党PTがま
とめた救済策について、こ
う話した。

日本の高度成長期を支え
てきた元建設労働者らが、
健康被害を訴えて最初の集
団訴訟を東京地裁に起こし
始めた救済策について、こ
う話した。

仙台地裁で続く集団訴訟に
参加している原告の男性
(78)は17日、与党PTがま
とめた救済策について、こ
う話した。

■前進

たのは2008年5月。そ
の後、各地で同様の訴訟が
起こされ、厚生労働省によ
ると、国が被告となつた訴
訟は全国で33件、原告数は
1000人を超える。

裁判はそれぞれ別に進行
するため、これまで各地の
下級審では、国の責任が及
ぶ時期や「一人親方」を救
済対象に含めるかどうかが
争点となつた。

最高裁は一連の集団訴訟の
うち上告審まで進んだ一審
の訴訟について、判決を出
す前の昨年12月～今年2月
に発足させたPTだ。被

労者らが国やメーカーの責任を追及してきて
いた。「建設アスベスト集団訴訟」は、与党アロ
ジエクトチーム(PT)の仲介によって、国
との和解が実現する見通しなつた。ただ、
PTがまとめた救済策には建材メーカーが入
っておらず、全面解決に向けては課題も残る。
(社会部 坂場香織、駒崎雄大、政治部
伊賀幸太、本文記事1面)

■石綿による疾病での死者数の推移

1975年～2019年までの石綿による疾病での死者数の推移を示す柱状圖です。死者数は1990年代後半から急増し、2010年頃をピークに減少傾向です。

| 年 | 死者数(人) |
|------|--------|
| 1975 | 0 |
| 1980 | 100 |
| 1985 | 200 |
| 1990 | 400 |
| 1995 | 600 |
| 2000 | 800 |
| 2005 | 1000 |
| 2010 | 800 |
| 2015 | 600 |
| 2020 | 500 |

※2019年度以前に遺族に対して補償が行われた人に限る

与党チーム 判決見越し救済策

スキャナ
SCANNER

を考慮し、スピード決着をとができる慰謝料総額を算出した。秋までに衆院選を控える中、「先延ばしは得策ではない」(自民党幹部)との感覚もあった。

救済策をまとめたにあたり大きな論点となつたのが、国とメーカーの責任割合をどう考えるかだ。原告側は、国の責任を「2分の1」とするよう求めたが、国とメーカーの責任割合をどう考えるかだ。原告

が、各地の下級審では、「3分の1」と認定する判決も多く、議論は揺れた。

最終的には、かつて大阪

カーラーは入っていない。石綿

関連の建材メーカーは多数

ある上、労働者も様々な建

設現場で働いてきたため、

どの現場でどの建材を使っ

たかを特定するのは難しい

が、各地の下級審では、「3

分の1」と認定する判決も

多く、議論は揺れた。

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠

償責任を確定させる異例の

方法を探った。被害者や遺

族の早期救済を優先させた

形だ。

■責任割合

こうした最高裁の動きに

合わせるように協議を進

みたのが、与党が今年2月

に発足させたPTだ。被

告を退ける決定を出し、賠